

南富良野町公共施設等総合管理計画

平成29年 3月
令和 6年 3月（一部改訂）

南 富 良 野 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 公共施設等の状況	3
(1) 公共施設の概況	3
(2) 公共施設の設置状況	4
(3) インフラの整備状況	6
(4) 施設保有量の比較	9
(5) 有形固定資産減価償却率の推移	9
4. 人口の現状と見通し	10
(1) 町全体の現状と見通し	10
5. 財政の現状	11
(1) 歳入(普通会計)	11
(2) 歳出(普通会計)	11
(3) 修繕・更新費の将来予測	12
6. 将来の更新費用の推計	14
(1) 公共施設等全体(公共施設とインフラ)	15
(2) 公共施設全体	16
(3) インフラ全体	17
(4) 長寿命化対策を反映した場合の見込	20
(5) 過去に行った対産駒の実績	20
第2章 公共施設等総合管理基本方針	21
1. 現状や課題に関する基本認識	21
(1) 社会の変化と公共施設に対する町民ニーズ	21
(2) 公共施設等の老朽化と更新	21
(3) 財源の限界	21
2. 計画期間	21
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
(1) 点検・診断等の実施方針	22
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	22
(3) 安全確保の実施方針	22
(4) 耐震化の実施方針	22
(5) 長寿命化の実施方針	22

(6) 統合や廃止の推進方針	22
(7) PPP/PFIの推進	23
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	23
(9) 地方公会計の活用	23
(10) ユニバーサルデザイン化について	23
(11) 脱炭素かについて	23
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	24
1. 町民文化系施設	24
2. スポーツ・レクリエーション系施設	24
3. 学校教育系施設	24
4. 子育て支援施設	24
5. 保健・福祉施設	24
6. 医療施設	24
7. 行政系施設	24
8. 公営住宅	25
9. 公園施設	25
10. その他の施設	25
11. 上水道施設	25
12. 下水道施設	25
第4章 計画の推進体制	25
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	25
2. 町議会や町民との情報共有について	25

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

本町は、明治 24（1891）年の砂金採取者の入地より始まり、明治 30 年代に入植が進み、長い開拓の歴史の中で、多くの先人の苦勞のうゑに今日の南富良野町が築かれてきている。地理的条件は、北海道のほぼ中央に位置し、東西 43.3 km、南北 45.9 km、総面積 665.52 km²と広大な面積を有し、北東には大雪山系の十勝岳、南には日高山脈、西は芦別岳、夕張岳を主峰とする夕張山脈が南北に縦走するなど四方が山並みに囲まれ、町土の約 90 %が森林地帯であり、東西に貫流する空知川、更には町の中央部には金山ダムによってできた人造湖「かなやま湖」が豊かな水を湛えていることなどから、6 つの集落が広く分散し町が形成されている。

このような中、地形的にも一体的な行政の推進効果や、円滑な地区間交流が困難な状況にあり、このような制約的条件を克服し、各地区の特性を生かしながら、地区の連携と相乗効果が十分発揮されるまちづくりを推進するため、公共施設の整備や集落間道路、水道施設などのインフラ整備を進めてきた。

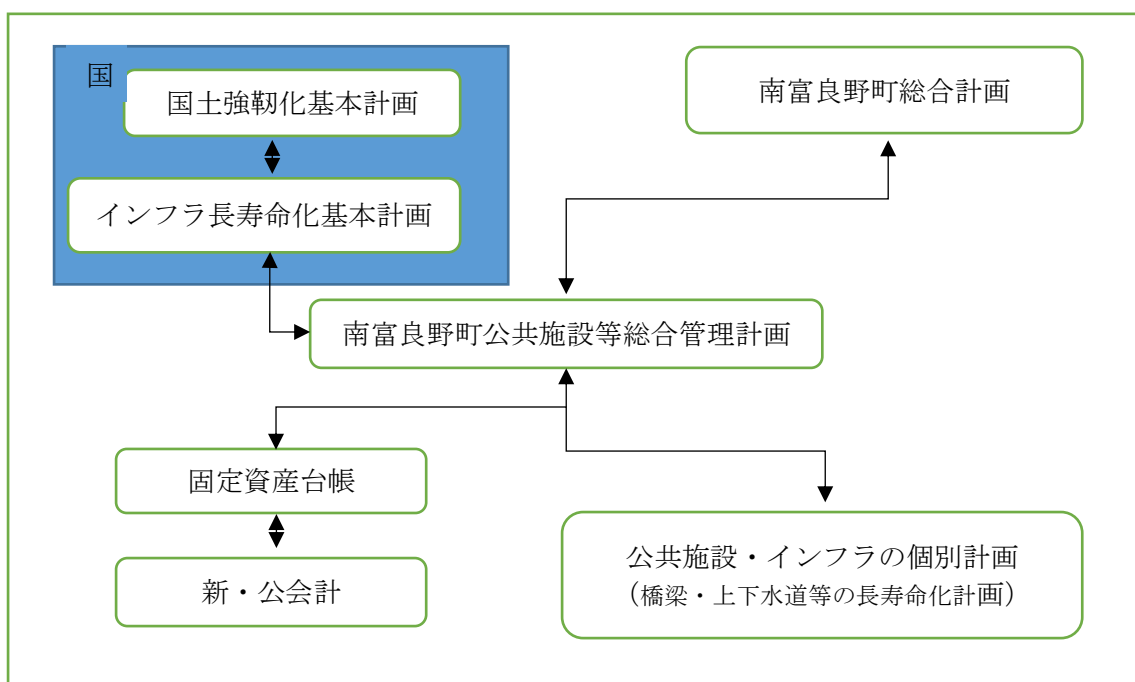
しかし、こうした公共施設等は、老朽化が進んでおり、大規模改修や建て替えを行わなければ、安心して使用できなくなる可能性があり、厳しい財政状況、更には今後一層厳しさを増すであろう地方交付税環境を鑑みると全ての施設を維持・更新することは困難な状況にある。

これは本町に限らず、全国他自治体においても同様の問題を抱えており、国においてはインフラ長寿命化計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全・機能を今後も確保していくための支援を実施している。

このため、本町における施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために、「公共施設等総合管理計画」を策定する。

2. 計画の位置付け

国では、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、「安全で強靱なインフラシステムの構築」や「総合的・一体的なインフラマネジメントの実現」等を目指すべき姿と定めています。また、計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針として、各インフラを管理・所有する主体が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう促しています。



3. 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

本計画の対象とする公共施設について、令和5年4月1日を基準として施設分類で集計・整理した一覧は以下のとおりです。

表 1 公共施設一覧表

大分類	中分類	総延床面積(m ²)	主な施設
町民文化系施設	集会施設	5,959.5	北落合除雪管理センター、落合地区多目的センター、地域交流センター、金山地区コミュニティセンター、下金山地区多目的センター、かなやま湖研修センター
	文化施設		
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8,316.3	山村広場、湖畔野球場、町民体育館、南富良野スキー場、かなやま湖スポーツ研修センター、かなやま湖畔キャンプ場、かなやま湖森林公園、かなやま湖ログハウス村、かなやま湖保養センター
	レクリエーション施設・観光施設		
	保養施設		
産業系施設	産業系施設	4,222.5	勤労青少年センター、物産センター、農産物処理加工センター、金山地区農作業準備休養施設、勤労福祉会館金山分館、道の駅
学校教育系施設	学校	13,410.0	南富良野小学校、南富良野西小学校、南富良野中学校、南富良野高等学校
子育て支援施設	保育園	1,073.0	幾寅保育所、金山保育所、子育て支援センター、児童クラブ室
保健・福祉施設	高齢福祉施設	7,687.3	落合老人憩いの家、幾寅老人憩いの家、金山老人憩いの家、下金山老人憩いの家、高齢者生活福祉センターくるみ園、高齢者生活福祉センター和楽園、町でイザベスセンター、保健福祉センターみなくる
	保健施設		
医療施設	医療施設	1,036.4	落合診療所、幾寅診療所、金山診療所、歯科診療所
行政系施設	庁舎等	5,304.0	役場庁舎、南富良野消防支署、落合分遣所、金山分遣所、下金山分遣所、幾寅除雪管理センター、金山・下金山地区町道維持車両庫、下金山バス運転手詰所、北落合スクールバス庫、防災資機材庫
	消防施設		
	その他行政系施設		
公営住宅	公営住宅	27,826.9	落合団地、落合西団地、幾寅東団地、幾寅南団地、幾寅栄町団地、栄町ハイム、幾寅しらかば団地、幾寅南第2団地、新幾寅団地、幾寅西A団地、幾寅西B団地、幾寅グリーン団地、グリーンハイム、東鹿越団地、金山団地、金山東団地、下金山西団地、各地区町有住宅
公園	公園	318.4	落合ふれあい公園、栄町児童公園、金山ふれあい公園、下金山ふれあい公園、金山果樹農園
供給処理施設	供給処理施設	1,826.1	ストックヤード、廃棄物最終処分場、小動物焼却施設
その他	その他	15,800.0	職員住宅、教職員住宅、医師住宅、旧落合小学校、旧下金山小学校、旧金山中学校、旧勤労会館、旧幾寅診療所、旧幾寅歯科診療所、旧金山保育所、旧金山老人憩いの家等
	総合計	92,780.4	

本町が所有する公共施設の総延床面積は、令和4年度末で約9.3万m²となっています。その内訳は、公営住宅が30.0%と最も多くを占めており、次いで、老朽化により用途廃止となったその他施設17.0%、学校教育系施設の14.1%となっています。

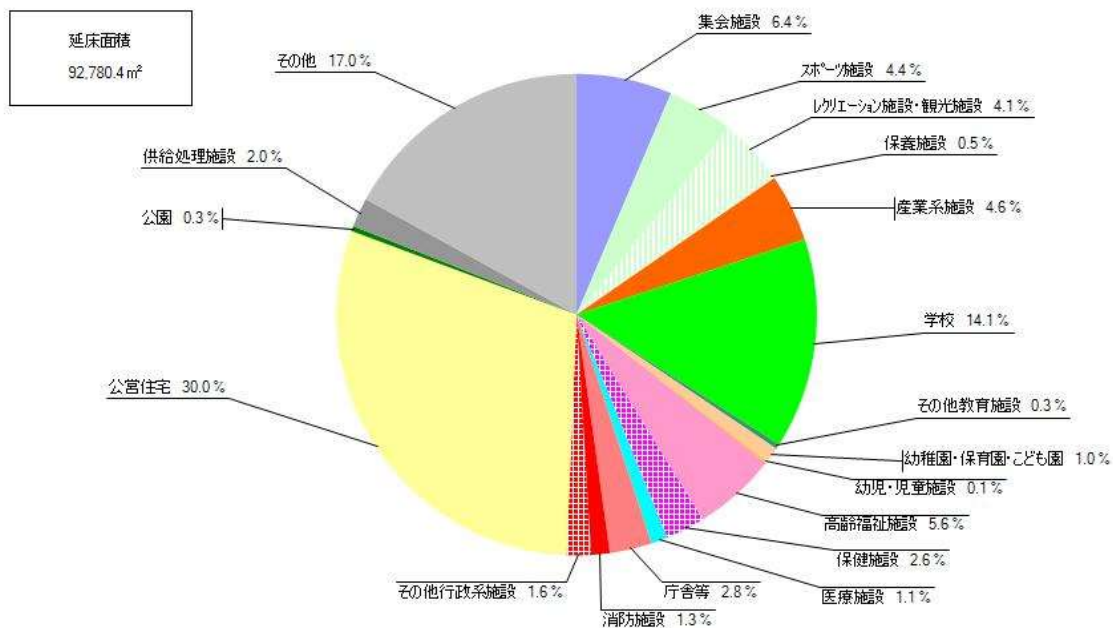


図 2 分類別延床面積の内訳

(2) 公共施設の設置状況

公共施設を建築年度別にみると、1970年代後半から1980年代後半にかけて整備量が増加しています。その後、全体的に整備量は減少していますが、年次によっては整備量が突出する特徴を示しています。

① 建築年度別の整備状況

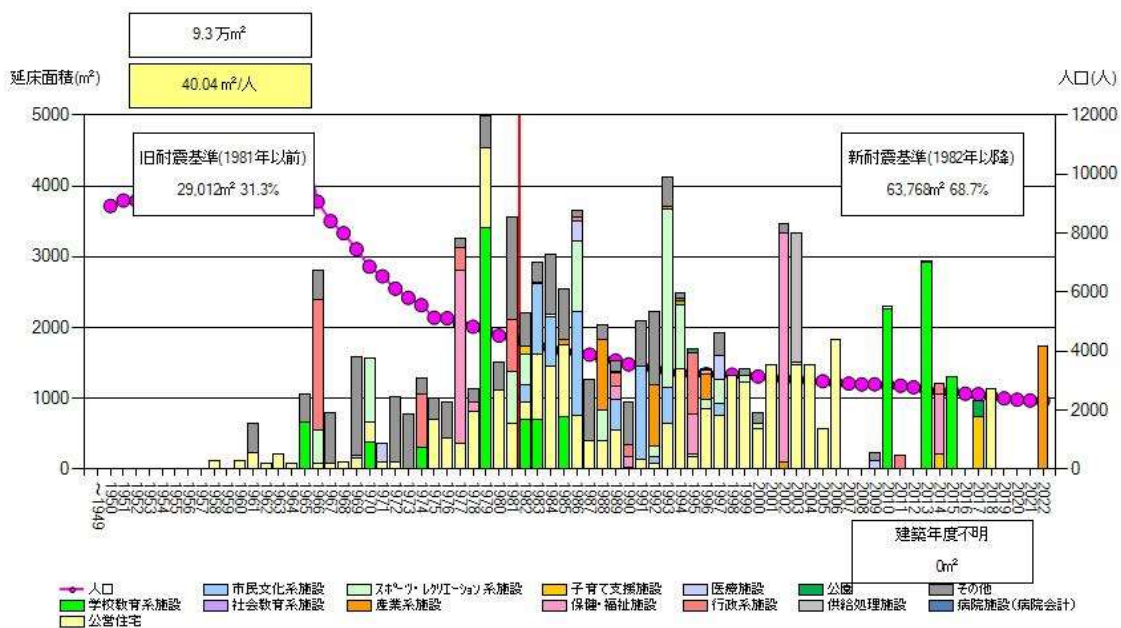


図 3 建築年度別整備状況

②耐震化の状況

町内の旧耐震基準で建設した主な公共施設と耐震診断及び耐震化の状況は以下のとおりです。(町耐震改修促進計画参考)

表 2 旧耐震基準で建設した公共施設

建物名	所管課	大分類	中分類	建築年度	延床面積(㎡)	耐震診断	耐震化
南富良野高等学校	教育委員会	学校教育系施設	学校	1979	3393.70	未実施	未実施
保健福祉センター みなくる	保健福祉課	保健・福祉施設	保健施設	1977	2449.51	実施済	未実施
南富良野町役場 (庁舎)	総務課	行政系施設	庁舎等	1958	2629.32	実施済	未実施
南富良野消防支署	消防支署	行政系施設	消防施設	1974	521.77	実施済	未実施

本町の公共施設の中で、1981年以前の旧耐震基準により建設したのは面積比で全体の31.3%であります。このうち、耐震化未実施の施設は全体の8.8%となっています。

南富良野高等学校は令和5年度から耐震化を含めた大規模改修を行っており、令和6年度には工事が完了します。

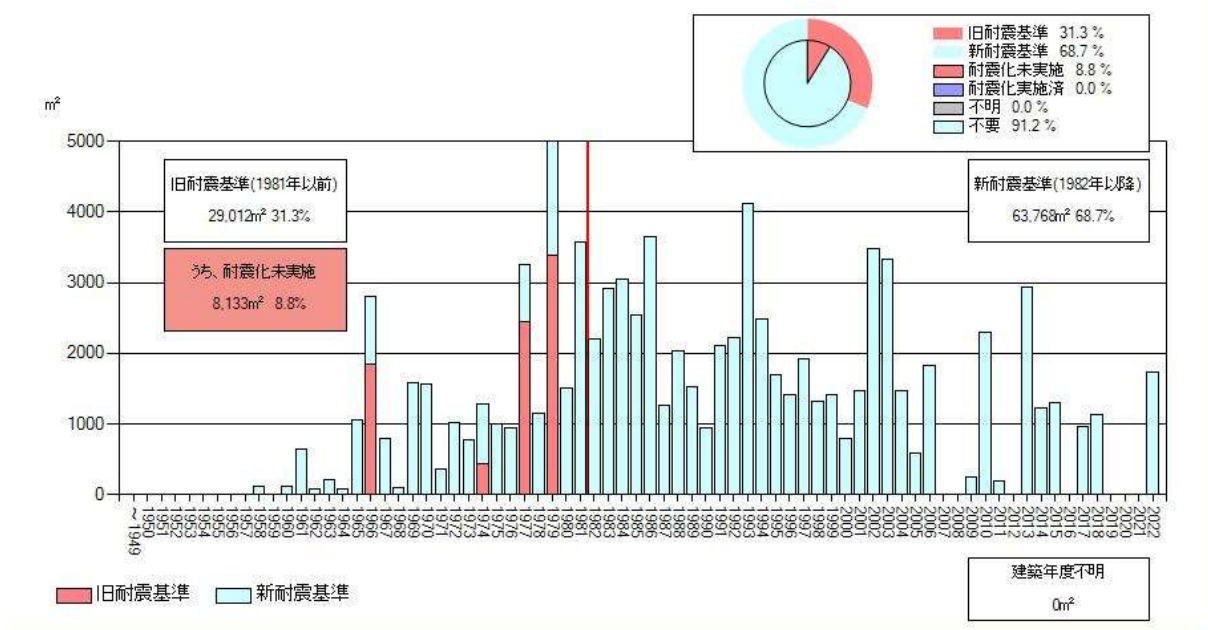


図 4 公共施設の耐震化状況

(3) インフラの整備状況

①道路

本町の道路は、1級(幹線)町道が38,220m、2級(幹線)町道が39,693m、その他の町道が127,202mとなっています。

道路改良率は、令和4年度末現在53.6%となっています。

表 3 道路一覧表

大分類	中分類	延べ面積(m ²)	備考
道路	1級(幹線)	302,880	実延長 L= 38,220m
	2級(幹線)	269,144	実延長 L= 39,693m
	その他町道	652,913	実延長 L=127,202m

②橋梁

本町のインフラ施設のうち橋梁は58橋(うち林道内3橋)あり、1955年以降から継続的に整備され2000年までにほぼ整備が終了しています。既に耐用年数60年を経過した橋梁もあり、2030年頃には3割の橋梁が耐用年数を経過します。

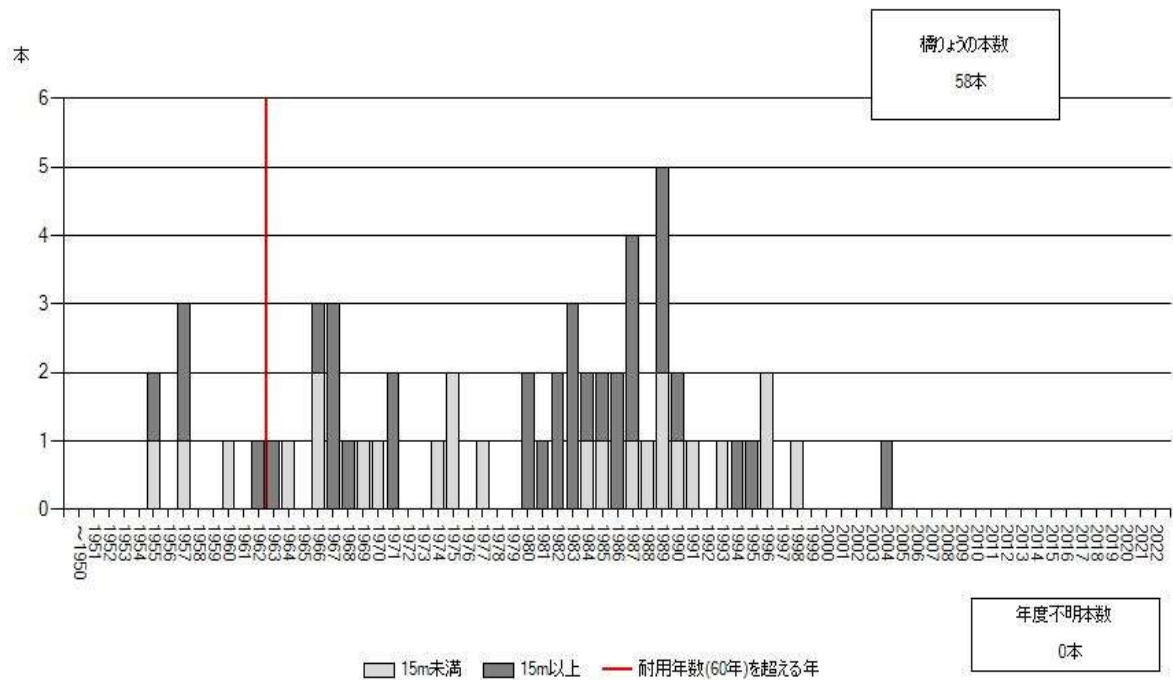


図 5 橋梁の年度別整備

本町の橋梁は、構造別面積で見ると、鋼橋が 6,166 m²で最も多く、次いで、P C 橋が 2,860 m²、R C 橋が 435 m²の順となっています。

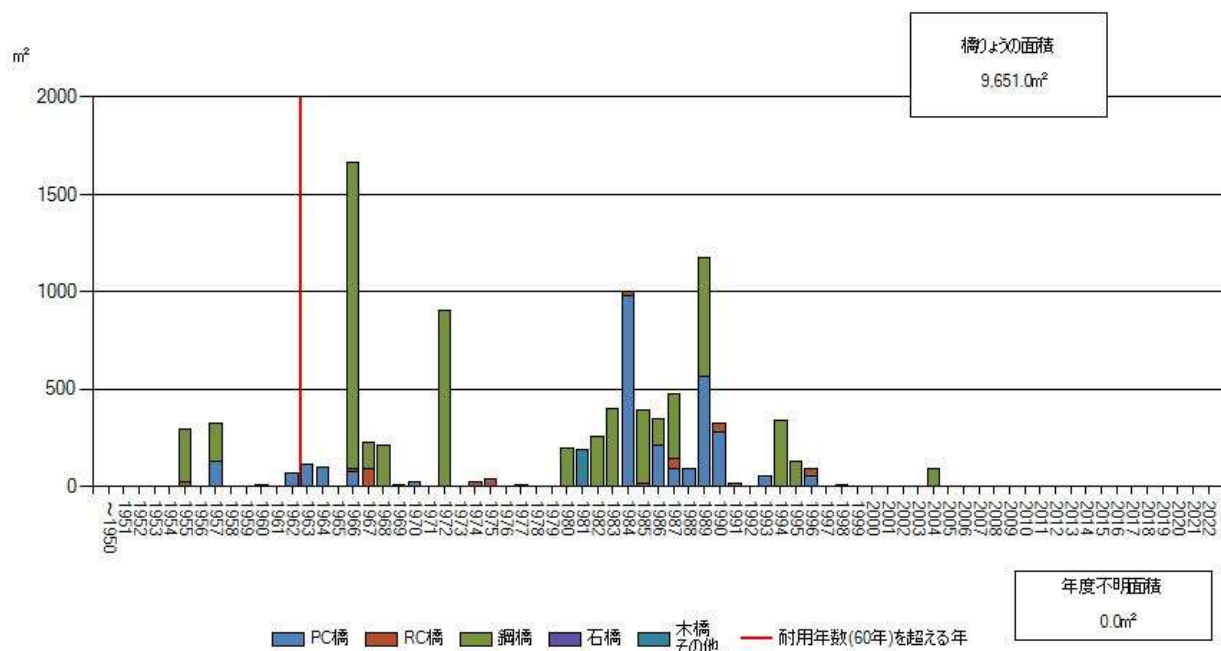


図 6 橋梁の構造別面積

③上水道

上水道は、段階的に整備が進められ、現在までにほぼ終了しています。管別延長は、導水管 11,019 m、送水管 9,944 m、排水管 80,270 m となっています。

表 4 上水道管別延長

大分類	中分類	延長(m)
上水道	導水管	11,019
	送水管	9,944
	排水管	80,270

④下水道

下水道整備は 1995 年に開始し、1999 年までの 4 ヶ年で、事業計画地区の整備をほぼ終了しています。管の種類については主に塩ビ管となっています。耐用年数である 50 年を超える施設は本町には見当たりません。

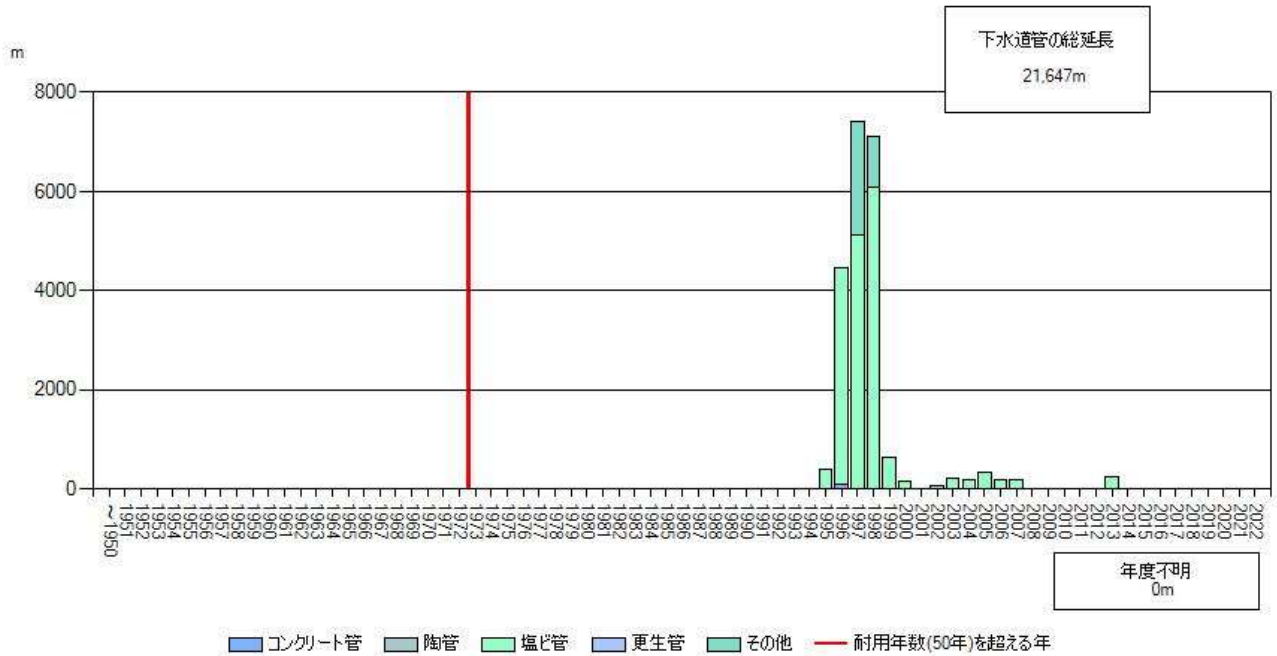
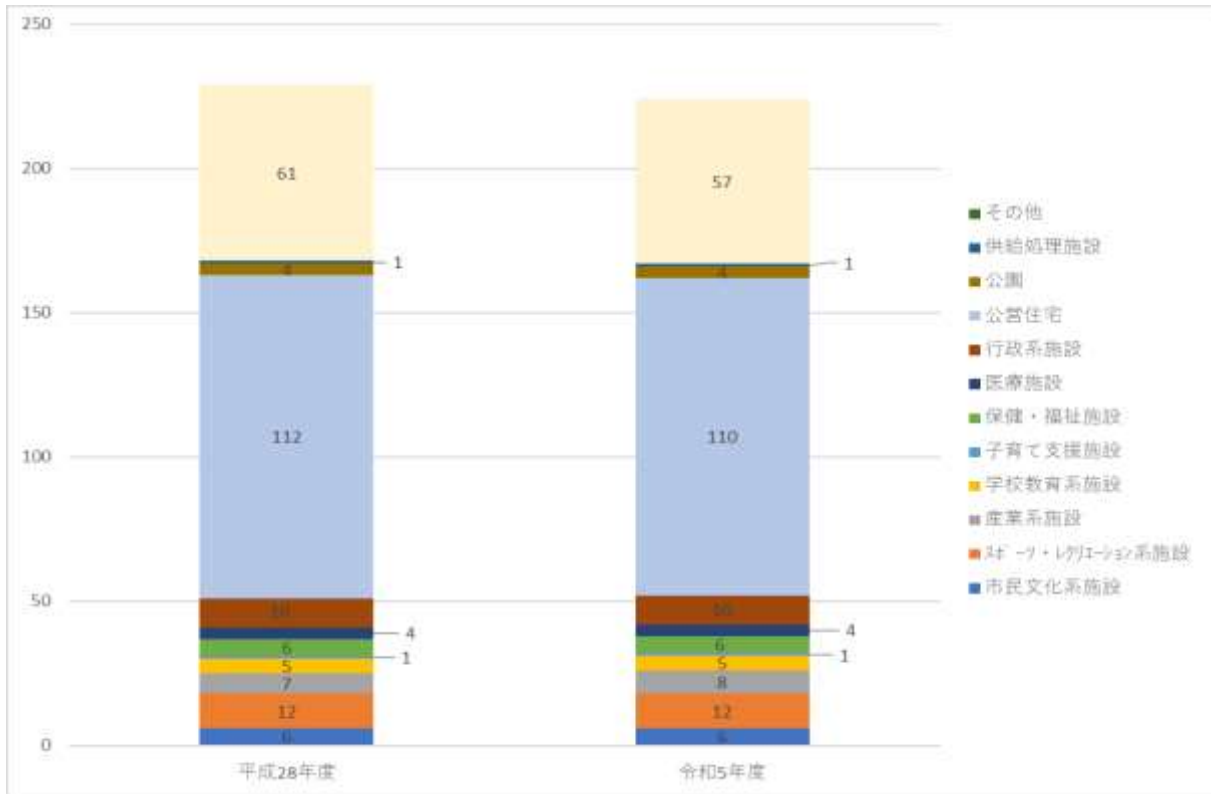


図 7 下水道の年度別整備延長

(4) 施設保有量の比較（令和6年3月追加）



(5) 有形固定資産減価償却率の推移（令和6年3月追加）

有形固定資産減価償却費率とは、有形固定資産のうち、建物などの償却資産の取得価格に対する減価償却額定額の割合を計算することにより、地方公共団体が保有する資産がどの程度経過しているかを全体として把握できる指標です。

南富良野町の有形固定資産減価償却率は年々増加傾向にあり、70%を超えていることから施設の老朽化が進んでいる状況です。

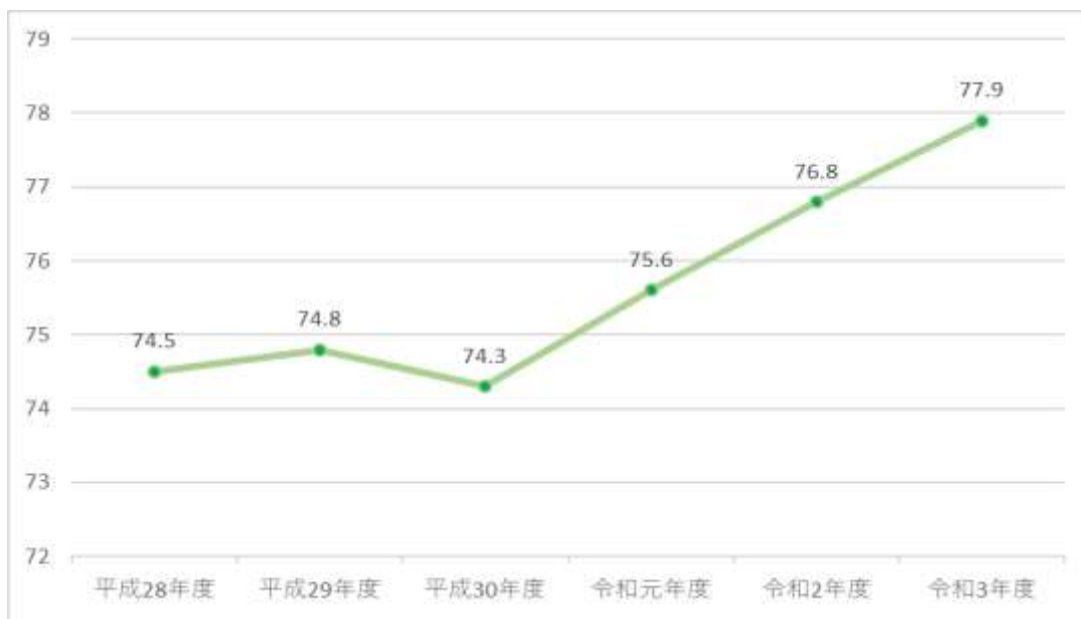


図 19 有形固定資産減価償却率の推移

4. 人口の現状と見通し

(1) 町全体の現状と見通し

平成 28 年 3 月に策定した、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく「南富良野町人口ビジョン」では、自然増減及び社会増減とも減少している状況であり、国民出生希望率の 1.80 及び雇用対策などの仮定条件のもと人口推計を行っても人口増加を想定しうることが難しい状況にあるとし、今後も人口減少が進むことを前提に、その減少幅をいかに小さくするか取り組むものとしています。

このことから、町全体として人口減少は避けて通ることのできない大きな課題であり、公共施設等のあり方にも大きく影響を与えるものと考えられます。

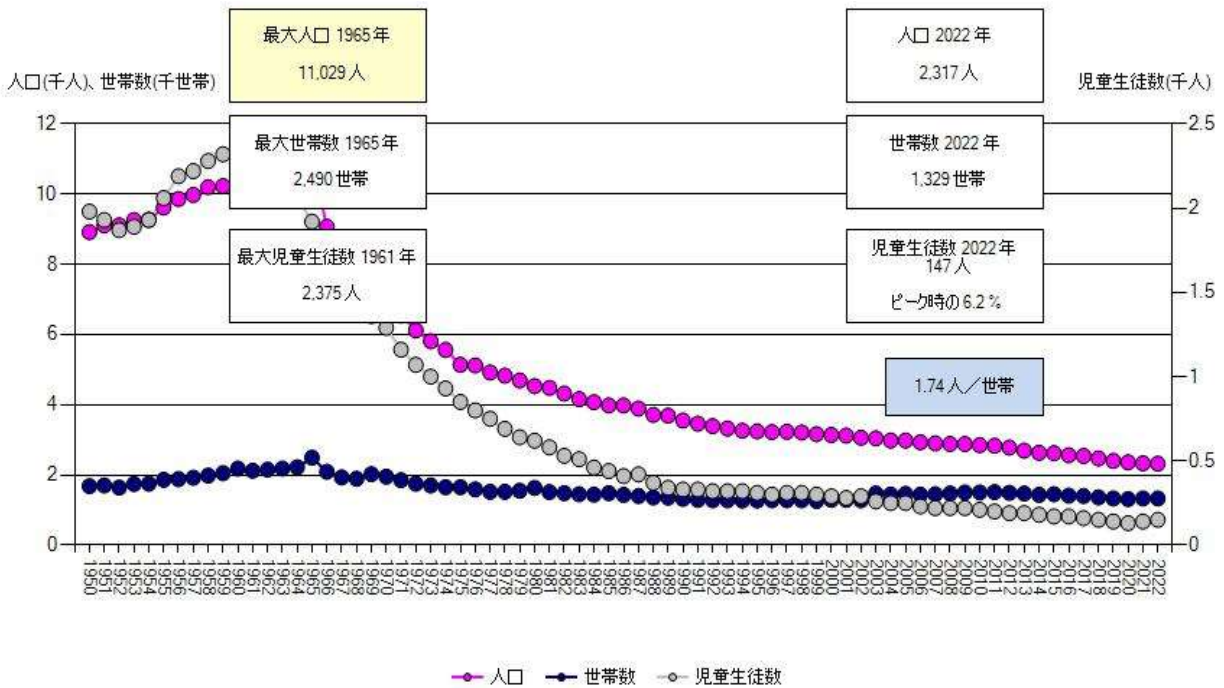


図 8 人口及び世帯数の推移 (1950～2020)

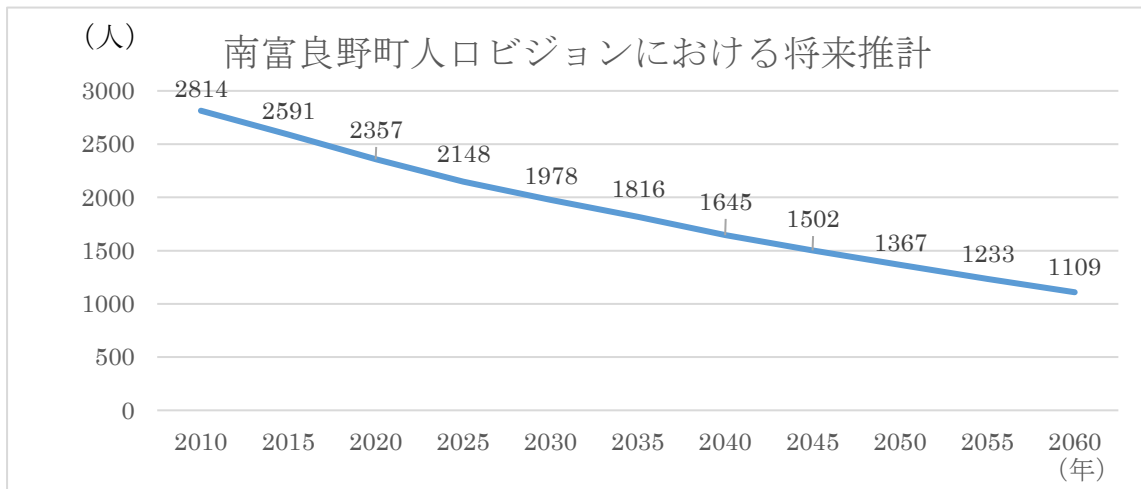


図 9 人口ビジョンにおける将来推計

5. 財政の現状

(1) 歳入（普通会計）

2022年の町の歳入総額は44.6億円となっています。過去5年の推移をみると、地方税や地方交付税、その他一般財源、その他特定財源はほぼ同程度で推移しています。また地方債や国庫支出金、道支出金は年度毎にばらつきがあります。

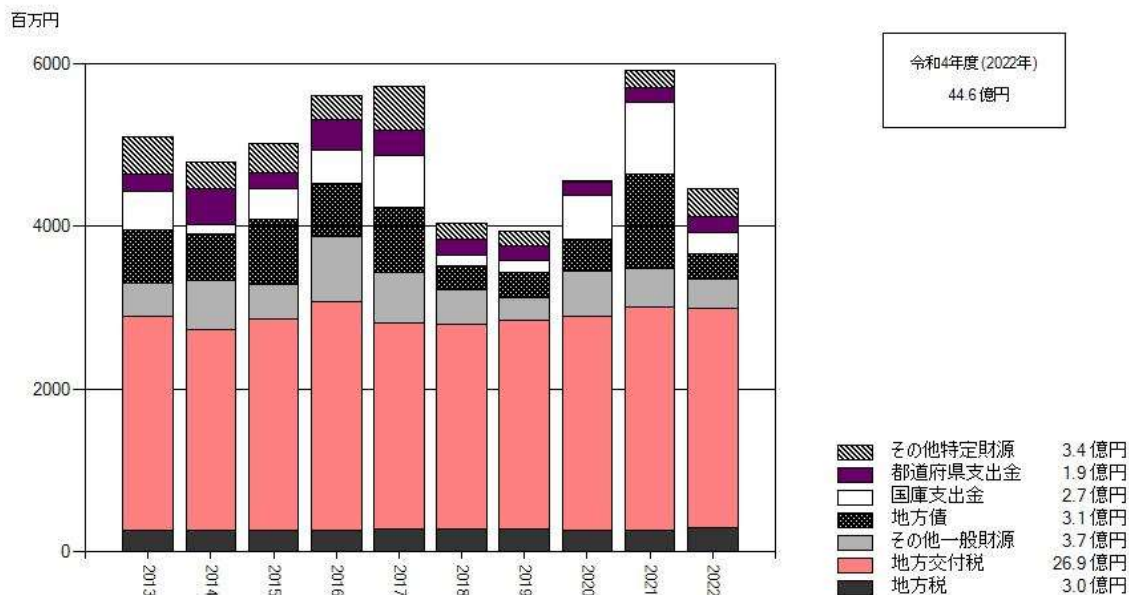


図 10 歳入決算額の推移（普通会計決算）

(2) 歳出（普通会計）

2022年度の歳出総額は43.5億円となっています。過去5年の推移をみると、投資的経費について令和3年度では道の駅再編整備事業により増加しています。その他についてはほぼ同程度で推移しています。

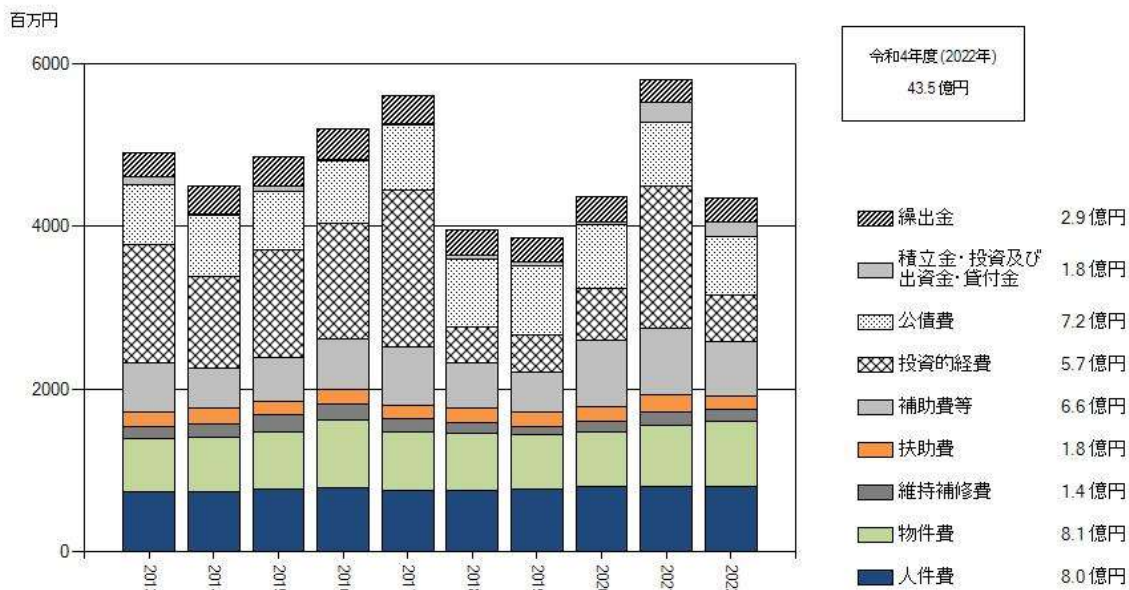


図 11 歳出決算額の推移（普通会計決算）

(3)修繕・更新費の将来予測

公共施設等の修繕・更新費用の将来予測にあたって、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」の設定単価を基に算出します。

表 5 修繕・更新費の設定条件

施設種別	実施内容		総務省設定
公共施設	大規模改修	実施年数	30年
		修繕期間	2年
	建替え	更新年数	60年
		建替え期間	3年
	現時点で積み残している大規模改修の処理	割当年数	10年
現時点で積み残している建替え処理	割当年数	10年	
道路	更新	更新年数	15年
橋梁	更新	更新年数	60年
	現時点で積み残している更新処理	割当年数	5年
上水道	上水道管	更新年数	40年
	現時点で積み残している更新処理	割当年数	10年
下水道	下水道管	更新年数	50年
	現時点で積み残している更新処理	割当年数	5年

表 6 大規模改修・建替え費用一覧

大分類	大規模改修		建替え	
	単価	注	単価	注
町民文化系施設	25万円/㎡	※1	40万円/㎡	※3
社会教育系施設	25万円/㎡	※1	40万円/㎡	※4
スポーツ・レクリエーション施設	20万円/㎡	※1	36万円/㎡	※3
産業系施設	25万円/㎡	※1	40万円/㎡	※3
学校教育系施設	17万円/㎡	※2	33万円/㎡	※4
子育て支援施設	17万円/㎡	※1	33万円/㎡	※3
保健・福祉施設	20万円/㎡	※1	36万円/㎡	※3
医療施設	25万円/㎡	※2	40万円/㎡	※3
行政系施設	25万円/㎡	※1	40万円/㎡	※3
公営住宅	17万円/㎡	※1	28万円/㎡	※3
公園	17万円/㎡	※1	33万円/㎡	※3
供給処理施設	20万円/㎡	※1	36万円/㎡	※3
その他	20万円/㎡	※1	36万円/㎡	※3

※1：バリアフリー対応等社会的改修含む ※2：トイレ改修等社会的改修含む
 ※3：解体費含む ※4：解体・グラウンド整備費含む

表 7 道路更新費用一覧

道路種別	更新年数	更新単価
1 級町道	30 年	4,700 円/m ²
2 級町道	30 年	4,700 円/m ²
その他の町道	30 年	2,700 円/m ²
自転車歩行者道	30 年	2,700 円/m ²

表 8 橋梁更新費用一覧

橋梁種別	更新単価
P C 橋	425,000 円/m ²
R C 橋	425,000 円/m ²
鋼橋	500,000 円/m ²

表 9 上水道更新費用一覧

種別	更新単価
導水管・300mm 未満	100,000 円/m
送水管・300mm 未満	100,000 円/m
配水管・50mm 以下	97,000 円/m
〃 ・75mm 以下	97,000 円/m
〃 ・100mm 以下	97,000 円/m
〃 ・125mm 以下	97,000 円/m
〃 ・150mm 以下	97,000 円/m
〃 ・200mm 以下	100,000 円/m
〃 ・250mm 以下	103,000 円/m
〃 ・300mm 以下	106,000 円/m
〃 ・350mm 以下	111,000 円/m
〃 ・400mm 以下	116,000 円/m

表 10 下水道更新費用一覧

種別	更新単価
管 径・250mm 未満	61,000 円/m
〃 ・251~500mm 未満	116,000 円/m
〃 ・500~1000mm 未満	295,000 円/m

6. 将来の更新費用の推計

将来の更新費用の推計にあたっては、公共施設等が耐用年数に到達した段階で全て更新し、耐用年数の中間段階で大規模修繕を実施すると仮定します。

なお各グラフ中では、それぞれの将来見込み投資額を赤横線で表記しています。

表 11 過去5カ年の投資的経費内訳

I. 公共施設に係る投資的経費		(千円)			
		既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成30年度	2018年度	57,185	3,510	—	60,695
令和元年度	2019年度	60,380	52,800	—	113,180
令和2年度	2020年度	193,072	47,960	—	241,032
令和3年度	2021年度	153,411	1,175,663	—	1,329,074
令和4年度	2022年度	84,167	26,000	—	110,167
5カ年平均		109,643	261,187	—	370,830

II. 道路に係る投資的経費		(千円)			
		既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成30年度	2018年度	61,472	—	—	61,472
令和元年度	2019年度	53,161	—	—	53,161
令和2年度	2020年度	66,209	—	—	66,209
令和3年度	2021年度	74,107	—	—	74,107
令和4年度	2022年度	85,030	—	—	85,030
5カ年平均		67,996	—	—	67,996

III. 橋梁に係る投資的経費		(千円)			
		既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成30年度	2018年度	33,588	—	—	33,588
令和元年度	2019年度	68,167	—	—	68,167
令和2年度	2020年度	31,284	—	—	31,284
令和3年度	2021年度	30,459	—	—	30,459
令和4年度	2022年度	53,020	—	—	53,020
5カ年平均		43,304	—	—	43,304

IV. 上水道に係る投資的経費		(千円)			
		既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成30年度	2018年度	—	77,004	—	77,004
令和元年度	2019年度	24,926	—	—	24,926
令和2年度	2020年度	21,736	110,998	—	132,734
令和3年度	2021年度	29,028	—	—	29,028
令和4年度	2022年度	26,565	—	—	26,565
5カ年平均		20,451	37,600	—	58,051

V. 下水道に係る投資的経費

(千円)

		既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 30 年度	2018 年度	—	—	—	—
令和 元年度	2019 年度	—	—	—	—
令和 2 年度	2020 年度	—	—	—	—
令和 3 年度	2021 年度	—	—	—	—
令和 4 年度	2022 年度	—	—	—	—
5 カ年平均		—	—	—	—

※下水道管に係る投資的経費は平成 24 年度からはありません。

各施設に係る投資的経費の合計

(千円)

		既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 30 年度	2018 年度	152,245	80,514	—	232,759
令和 元年度	2019 年度	206,634	52,800	—	259,434
令和 2 年度	2020 年度	312,301	158,958	—	471,259
令和 3 年度	2021 年度	287,005	1,175,663	—	1,462,668
令和 4 年度	2022 年度	248,782	26,000	—	274,782
5 カ年平均		241,393	298,787	—	540,180

(1) 公共施設等全体 (公共施設とインフラ)

町が保有する公共施設及びインフラの今後 40 年間に掛る修繕・更新費用の総額は 735.9 億円に達し、1 年あたりの平均整備額は 18.4 億円となります。この金額は将来見込み投資的経費額である 5.4 億円を大きく超えることとなります。

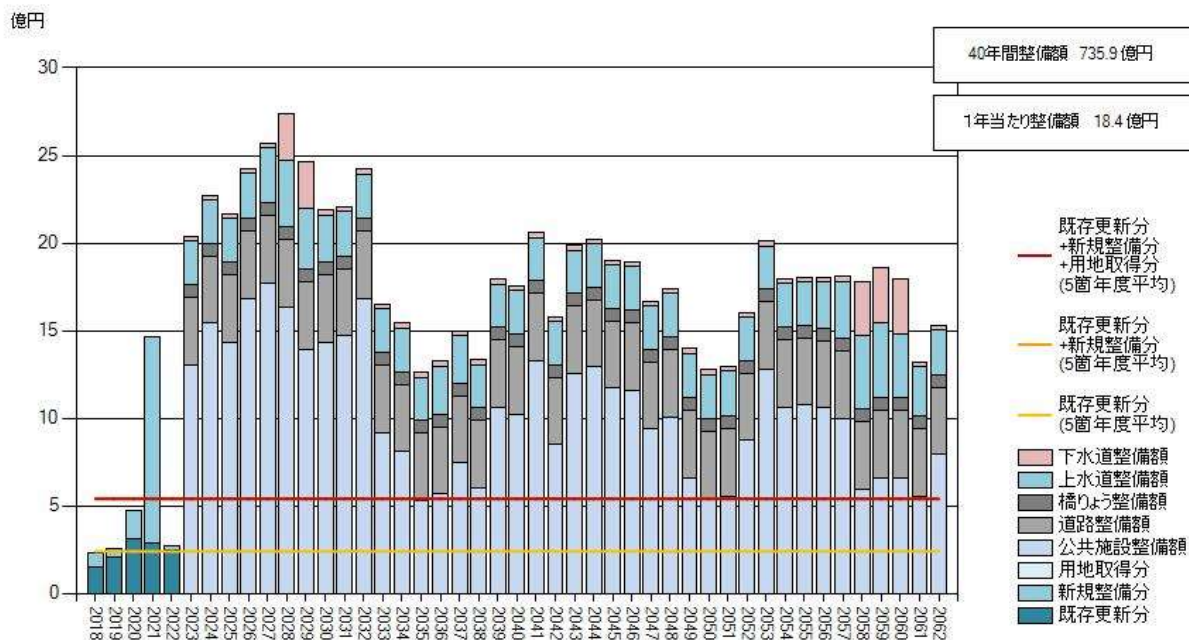


図 1 2 将来の更新費用の推計 (公共施設およびインフラ資産)

(2) 公共施設全体

公共施設に限ってみると、公共施設の今後40年間に掛る更新費用総額は 420 億円で、1 年あたりの整備額は 10.5 億円です。直近 5 年の平均投資的経費額は、既存更新分および新規整備分を合わせて 1.36 億円となっています。

2032 年までは、築 31 年以上 50 年未満の建築物に対する修繕費用が掛かるほか、2033 年以降は築 60 年を経過する公営住宅等の更新に費用が必要となる状況です。また、老朽により未活用の施設も多数保有しており、除却費用の検討も必要です。

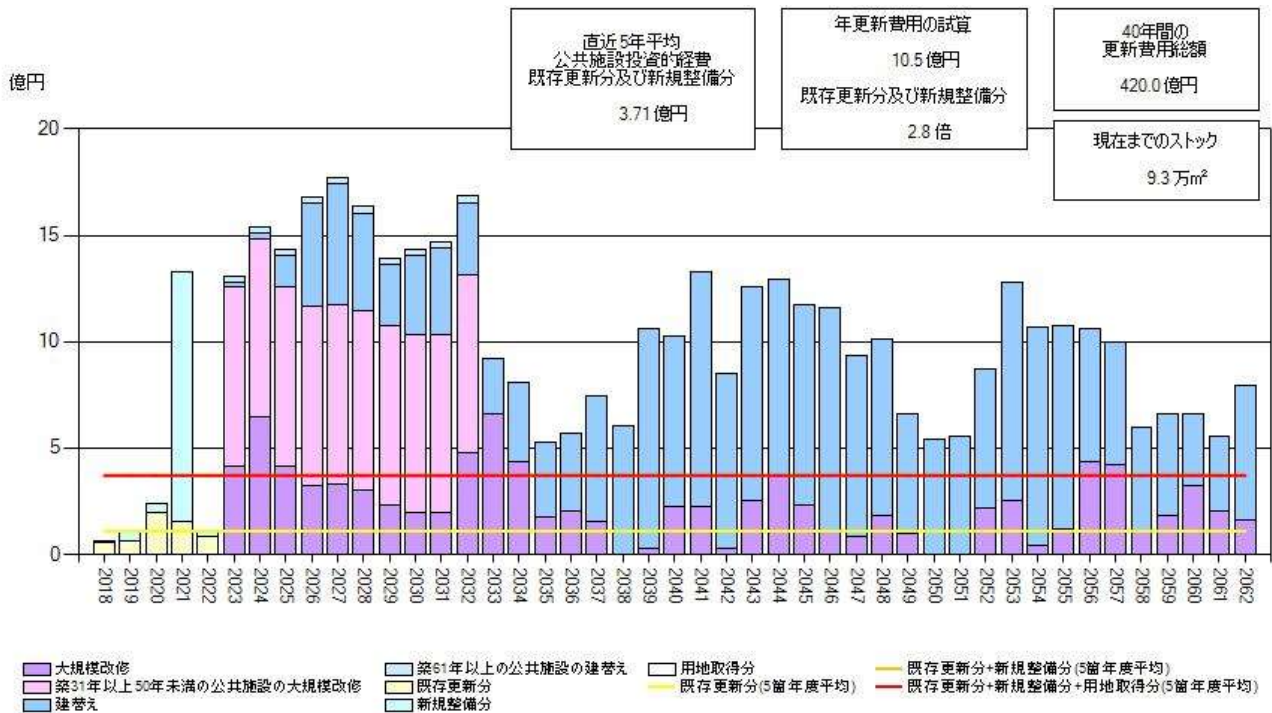


図 1 3 将来の更新費用の推計（公共施設全体）

(3)インフラ全体

インフラの今後 40 年間に掛る更新費用総額は 316 億円で、1 年あたりの整備額は 7.9 億円です。

インフラのうち、道路の修繕費のみで毎年 3.8 億円となり、今後の見込み投資的経費額をこれだけで超えることとなります。

その他、上水道施設に関しては、毎年 2.7 億円、また、橋梁については、2026 年に 8.2 億円の更新費用が必要となります。

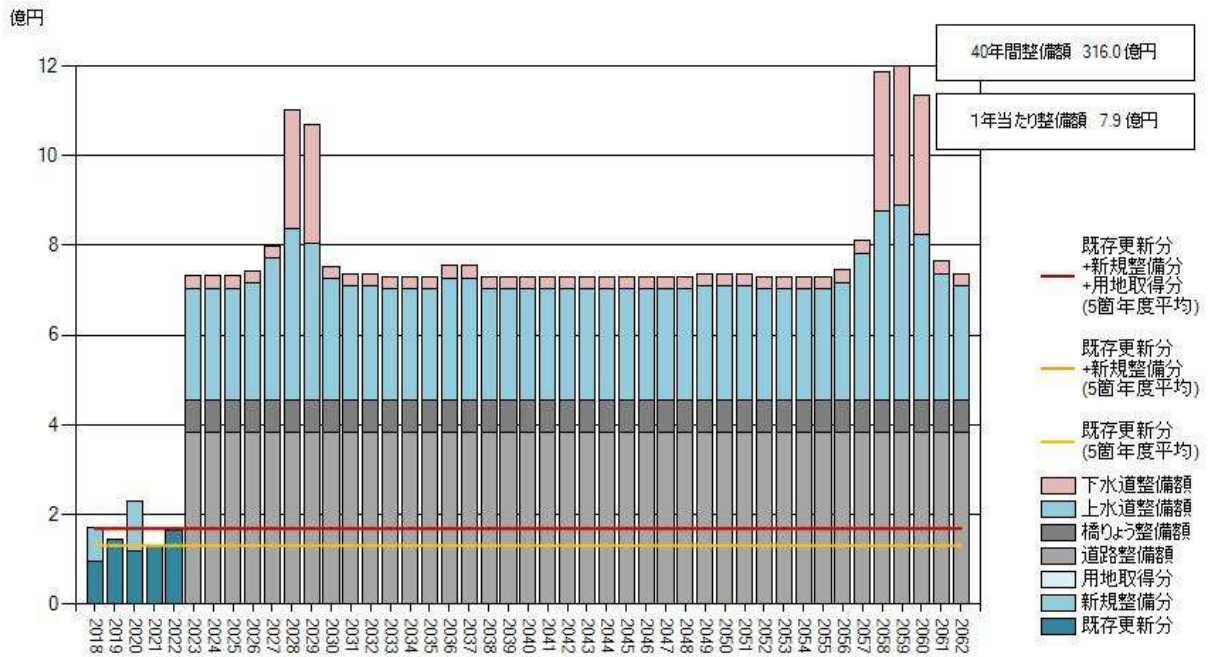
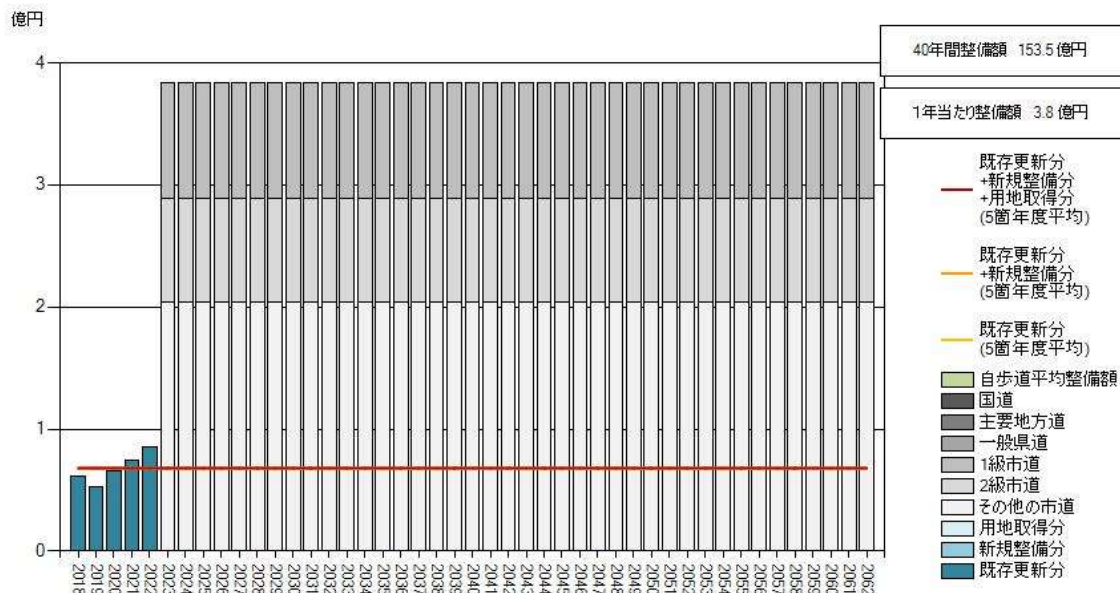


図 1 4 将来の更新費用の推計（インフラ全体）

次頁以降に、主要なインフラごとの傾向を示します。

①道路

道路の今後 40 年間に掛る更新費用総額は 153.5 億円で、1 年あたりの整備額は 3.8 億円となります。今後の道路に対する見込み投資的経費額に対し、費用の不足が想定されます。



※道路は整備した路線単位では更新を行わないことから、更新費用総額より単年度あたりの更新費用額を算出し計上している。

図 15 分類別面積による将来の更新費用の推計（道路）

②橋梁

橋梁の今後 40 年間に掛る更新費用総額は 45.6 億円で、1 年あたりの整備額は 1.1 億円となります。今後 10 年程度は大きな費用は掛かりませんが、2020 年代後半からは順次更新時期を迎えるため、年代によっては大きな経費額が見込まれます。

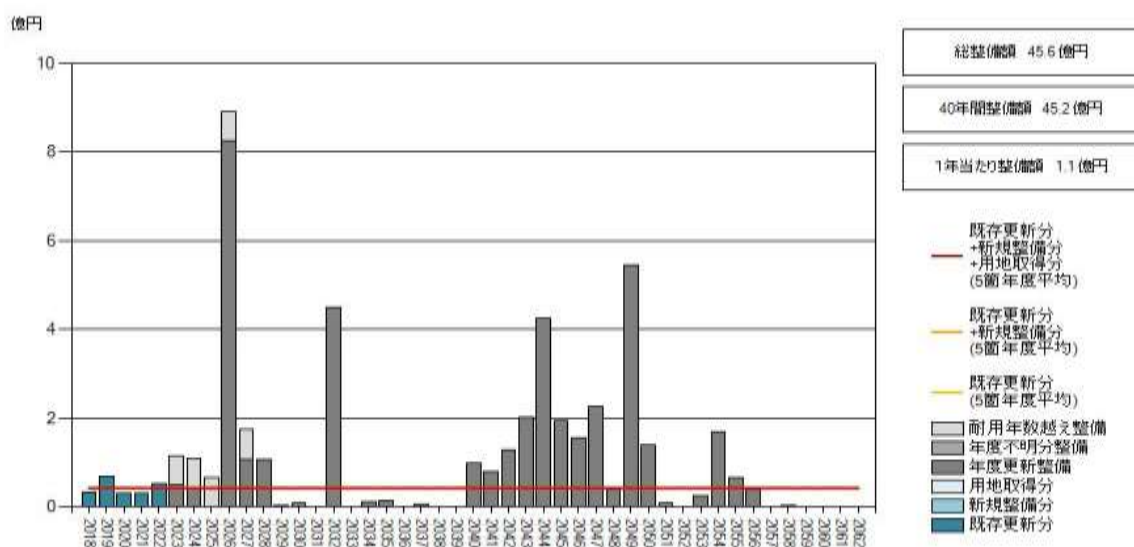


図 16 構造別面積による将来の更新費用の推計（橋梁）

③上水道

上水道の今後 40 年間に掛る更新費用総額は 109.3 億円で、1 年あたりの整備額は 2.7 億円となります。上水道施設は地区ごとに整備されるため、費用の推計にあたっては、整備後 50 年と想定した耐用年数に合わせて更新することとしています。

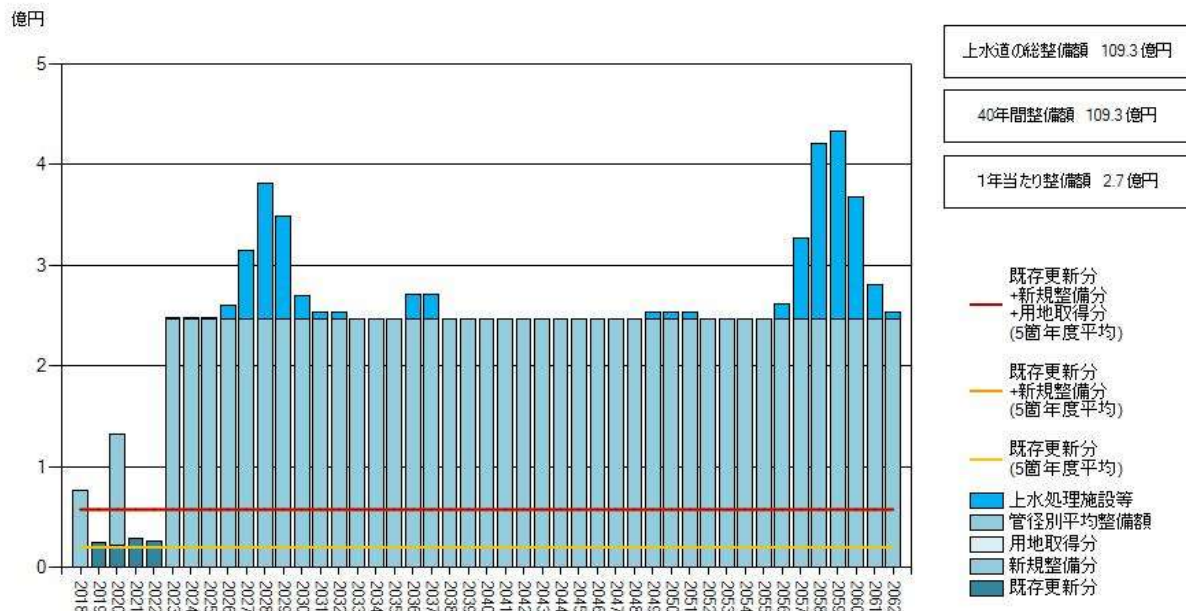


図 17 管径別延長による将来の更新費用の推計（上水道）

④下水道

下水道の今後 40 年間に掛る更新費用総額は 27.1 億円で、1 年あたりの整備額は 0.6 億円となります。2020 年代後半に下水処理施設等の大規模改修が見込まれる他、2050 年代後半から本格的な更新時期を迎えます。

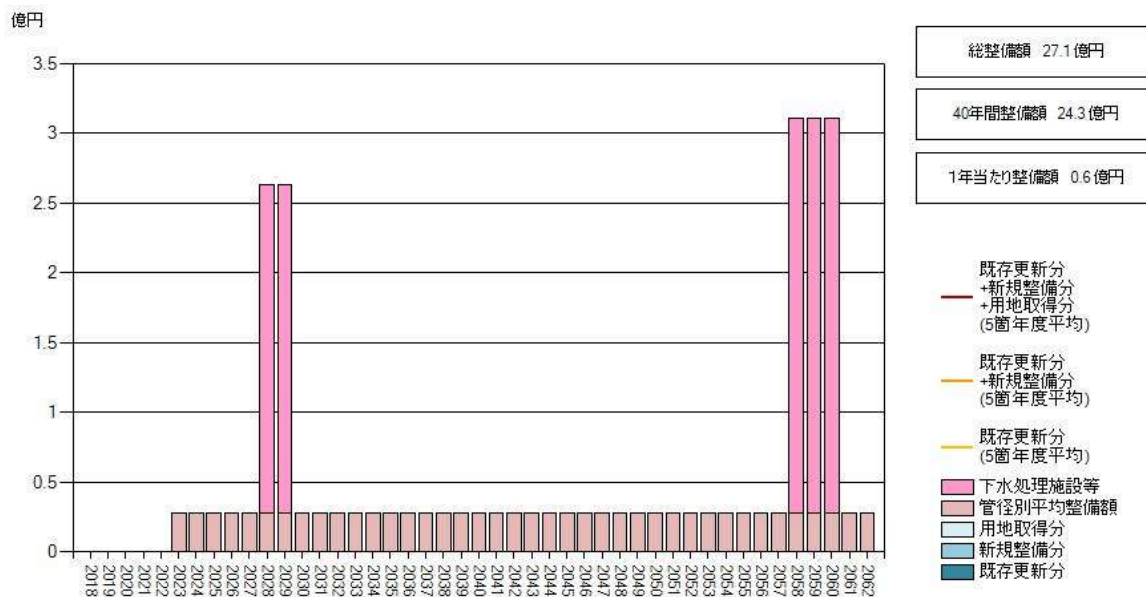


図 18 管径別延長による将来の更新費用の推計（下水道）

(4)長寿命化対策を反映した場合の見込み（令和6年3月追加）

令和6年度から令和15年度までの10年間において、長寿命化対策を反映した場合の見込み額は、86.99億円となります。

また、公営住宅の長寿命化対策による年間ライフサイクルコストは0.34億円を見込んでいます。

【10年間の長寿命化対策効果額】

分類	単純更新費用	対策後の更新費用	効果額
スポーツ・レクリエーション	17.51億円	16.60億円	0.91億円
行政	13.54億円	10.83億円	2.71億円
保健・福祉	13.09億円	10.73億円	2.36億円
その他	33.19億円	23.23億円	9.96億円
学校教育	13.46億円	11.70億円	1.76億円
市民文化	11.43億円	7.44億円	3.99億円
産業	5.68億円	4.54億円	1.14億円
医療施設	2.79億円	1.92億円	0.87億円
計	110.69億円	86.99億円	23.70億円

【公営住宅ライフサイクルコスト縮減効果額】

年間LCC(50年間)	長寿命化年間LCC(70年間)	年間LCC 効果額
1.38億円	1.04億円	0.34億円

(5)過去に行った対策の実績（令和6年3月追加）

年度	対策	主な内容
平成29年度	取得	金山小果樹農園管理棟を取得
平成29年度	取得	幾寅東団地住宅A, B, C, Dを取得
平成30年度	除却	東団地15、16、19、20、21号棟を除却
平成30年度	除却	職員住宅（町収入役公宅）を除却
平成30年度	除却	旧教員住宅11を除却
令和元年度	除却	旧勤労者会館を除却
令和元年度	除却	旧金山小学校校舎を除却
令和2年度	除却	旧金山青少年研修センターを除却
令和4年度	取得	道の駅再編整備により取得

第2章 公共施設総合管理基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 社会の変化と公共施設に対する町民ニーズ

人口減少・少子高齢化により、地域コミュニティの機能・活力の低下、地域経済の活力低下、税収入の低下などに大きく影響を与えるとともに、公共施設の町民ニーズの変化をもたらします。

今後は、施設の複合利用、目的替え利用、統廃合など、効率的・効果的な施設のあり方を検討し、既設の公共施設等を十分に活用するなど、町民への行政サービスの確保に努めます。

(2) 公共施設等の老朽化と更新

町の公共施設の現状については、建築後 30 年以上経過し、既に大規模改修の対象となる施設が全体の半数以上を占めており、その中には、老朽により利用していない施設も多く含まれています。インフラでは、古くから整備が進められてきた道路や橋梁、上水道施設が段階的に更新時期を迎えています。

今後、公共施設等の老朽化対策及び更新については、効果的・効率的な行政運営を実施する観点から施設の長寿命化や複合化等を計画的に実施します。

(3) 財源の限界

今後、少子化に伴う生産年齢人口の減少等により町税収入の減少が懸念されますが、一方で、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。このような中、公共施設等に振り向けることのできる経費は限りがあります。公共施設及びインフラ全体について、今後 40 年間に掛る経費の総額が 735.9 億円、年平均 18.4 億円が必要であると推計していますが、今後の見込み投資的経費予算額 5.4 億円に対しておよそ 3 倍の額となります。今後の公共施設等に投資可能な経費額については、実施計画や予算編成で優先度等を決定し、効率的、効果的な投資を行うものとしします。

2. 計画期間

町において建設した公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることを踏まえ、令和 6 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とし、以後、継続的な更新を行います。

また、計画期間内であっても社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、速やかに改定するものとしします。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・道路法の改定により、5年に一度の定期点検の実施が求められるようになったことから、橋梁など、社会資本の安全確保のため、点検や健全度の把握を実施します。
- ・公共施設やインフラは、予防保全型管理の視点を持って、計画的な点検・診断等の実施を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的な維持管理・修繕・更新を行います。今後も維持していく公共施設については、中長期的修繕計画を策定することを検討します。
- ・少子化、高齢化社会への対応として、施設の更新にあたってはバリアフリーや環境への配慮など、時代の要求に対応した更新を検討します。
- ・公共施設の更新にあたっては、機能の複合化や将来の改修容易性などに配慮した検討を進めます。

(3) 安全確保の実施方針

- ・町民の安全確保を実施する観点から、日常点検、定期点検などを通じて公共施設等の劣化状況を把握するとともに、災害発生時の機能保持のため、安全性の確保に努めます。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期の供用廃止などの措置を適切に取っていきます。

(4) 耐震化の実施方針

- ・1981年度以前の旧耐震基準により建築した公共施設については統廃合も視野に入れ、耐震化を行うか検討を進めていきます。
- ・今後、耐震化が必要となる公共施設や道路、橋梁、上下水道などのインフラについて、引き続き検討を進め、必要な整備を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・個別施設毎のインフラ長寿命化計画の策定を推進し、計画的な修繕・更新を行います。
- ・少しずつ手を加えることで使用見込み期間の延伸が見られる施設については、予防保全型管理を行います。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・人口減少時代の到来を迎え、施設の利用頻度が低い施設や老朽化が進んだ施設は、近接する類似施設との集約化や用途の異なる施設との複合化を検討します。
- ・当該サービスが公共施設等を維持しなければならないものであるか、民間活力が活用できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・少子化・高齢化、人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編、再配置を検討します。
- ・公共施設の保有量については、少子化・高齢化、人口減少社会の到来に対応し、施設の需要量の変化に合わせた量とサービスの最適化を図ります。

(7) PPP/PFIの推進

- ・施設の設置、管理運営にあたっては、指定管理者制度のほか、PPP/PFIの活用を検討します。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・本計画を確実に実施するため、必要となる全庁的な取組体制の構築や情報共有の方策について、本町の状況を踏まえ方針を策定します。
- ・公共施設等総合管理方針に基づき公共施設等に関する情報を全庁的に管理します。
- ・公共施設マネジメントは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づく運用管理を行います。
- ・職員一人一人が経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設管理に取り組みます。

※PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するもの。

(9) 地方公会計の活用（令和6年3月追加）

- ・本町では固定資産台帳を整備しています。公共施設等の情報を一元化し、庁舎内の情報共有を図ります。また、公会計と連動することにより、資産の状況や維持管理費の把握など、データを活用した施設管理に努めます。

(10) ユニバーサルデザイン化について（令和6年3月追加）

- ・公共建築部の改修や更新の際には、誰もが安全で快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

(11) 脱炭素化について（令和6年3月追加）

- ・国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）並びに南富良野町地球温暖化対策実行計画（令和6年3月策定）を踏まえ、公共施設の更新時期や維持管理方針に合わせた脱炭素化に取り組みます。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 町民文化系施設

町内は6つの集落から形成され、各地区に公民館を設置しています。人口が減少するなか、町民文化活動や研修等に広く活用され、また、協働のまちづくりの拠点として重要な役割を果たしています。今後、現状の施設・機能を維持するとともに、町民全体が活用する施設では稼働率の向上など、より一層の利活用を検討するとともに、地域で活用する施設については、予防保全型管理により少しでも使い伸ばす取り組みを行います。

2. スポーツ・レクリエーション系施設

町のスポーツ・レクリエーション系施設には、町民体育館やキャンプ場、スキー場などがあり、町民の健康増進や休日の娯楽、観光振興等に寄与しています。これらは、町の特性や町民ニーズに呼応して建設したものであり、なかには建築後40年を経過した施設もあることから、長寿命化を図りつつ、更新の必要性を検討し、また、適切な修繕を行うなどの管理を実施し、町民ニーズ等により必要な施設整備の検討を進めます。

3. 学校教育系施設

学校施設の老朽化及び幼齢人口が減少するなか、過去5年間に各小中学校の統廃合を行ない、現在、小学校2校、中学校1校、高等学校1校を配置しています。

各小中学校校舎については、新設したこともあり今後10年間の修繕を想定していません。また高等学校校舎につきましては、令和6年度までに大規模改修が完了しますが、及び各学校の屋内運動場については1970年代後半から1980代前半にかけ整備しており建築後30年を経過していることから、大規模改修等の検討を進めます。

4. 子育て支援施設

子育て支援施設の充実、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを産み育てられる環境整備に大変重要な事項です。町では2つの保育所を管理運営しており、金山保育所は、2014年度に、幾寅保育所についても、2017年度中に整備を完了することから、今後10年間の大規模な修繕を想定しておりません。

5. 保健・福祉施設

町の保健・福祉施設には、保健福祉センターや老人憩いの家、高齢者生活福祉センターなどがあります。今後、高齢化社会を迎えるにあたって、高齢者の施設ニーズが大きくなることも想定されることから、高齢化社会の到来と少子化の傾向を十分把握し、町民のニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を進めます。

6. 医療施設

町では診療所を3ヶ所、歯科診療所を1箇所所有しており、町民が医療や健康に関し不安なく生活できるよう努めなければなりません。落合診療所及び金山診療所については、建築後30年を経過しており、今後大規模改修等の検討を進めます。

7. 行政系施設

行政系施設は、庁舎等、その他の行政系施設、消防施設に分類されます。耐震診断の結果、役場庁舎は測定不能、消防庁舎は改修を要するとの結果のため、消防庁舎等は新設または大規模改修を含めた整備を検討します。また、建築後40年を経過した施設もあり老朽化が進行していることから、町民の安全・安心を考えるうえでも、今後大規模改修や改築等の検討を進める必要があります。

8. 公営住宅

町には公営住宅が 17 箇所、特定公共賃貸住宅が 5 箇所あり、いずれも入居率が高い状況にあります。

高齢化対応未整備や老朽化が進行していることから、安心して暮らすことのできる公営住宅の展開が重要となります。

町では、快適で住み良い環境づくりの観点から多様な住宅環境の整備を進めており、今後も計画的な改築を進めます。

9. 公園

公園は、町民のすこやかな暮らしを支える憩いの場として利用されています。引き続き、利用者の事故を防ぐとともに安全に利用できるよう維持管理を進めます。

10. その他の施設

その他の施設は、役場職員住宅や教職員住宅、老朽化に伴う建替により用途廃止となった公共施設等があります。用途廃止となった公共施設については、転用や除却を検討し適正な管理に努めます。

11. 上水道施設

水道水の安定した供給を確保するため、老朽化した配管等を計画的に更新するとともに、耐震化対策を進め、災害に強い上水道の確保に努めます。

12. 下水道施設

下水処理施設は、幾寅地区に 1 箇所あり、1998 年に建築されるなど、比較的新しい施設です。本町の下水道計画に沿って、引き続き下水道事業を進める一方、処理水の環境基準を確保する観点から設備類を含めて予防保全型管理の取り組みを実施し、計画的に適切な維持管理を行います。

第4章 計画の推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設の修繕・更新等に関する情報は、各課で実施する取り組みを年次単位で集約し、全体を一元的に管理しながら組織横断的に調製する体制を確立します。また、これらの情報から公共施設等総合管理計画の変更、更新等の見直しを行うとともに、社会動向等の変化に対応し、公共施設のあり方や再配置等を検討するとともに、各課で所管する公共施設ごとの個別計画（長寿命化計画等）の策定、実施、進行管理を確実に行うものとします。

2. 町議会や町民との情報共有について

施設の廃止、統合は、施設所管課や庁内だけでなく、地域への説明と理解が不可欠であることから、議会へ報告するとともに、事前に町民との協議を行うものとします。